

掛川市特定事業主行動計画の概要

1 趣旨

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき、地方公共団体も職員を雇用する立場から策定。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

| | 現状（R2年度） | | 目標 |
|------------------|-----------------|---|--------|
| 一般行政職の女性比率 | 35.1%（209/595人） | → | 38% |
| 係長相当職に占める女性の割合 | 29.7% | → | 35% |
| 管理職の女性割合 | 17.3% | → | 24% |
| 男性の配偶者出産休暇取得率（※） | 71.4%（15/21人） | → | 100% |
| 年次有給休暇の平均取得日数（※） | 年8日4時間 | → | 年10日以上 |

※ 基準年度は前年度の状況とする

4 具体的施策

職員が生き生きと意欲的に職務に取組み、能力を十分発揮するとともに、家庭や地域生活との両立ができるよう、全ての職員にとって働きやすい職場環境を整備する。

(1) 仕事と子育て・介護の両立の推進

全ての職員に各種制度を周知するとともに、育児休業・介護休暇制度等の両立支援制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりを推進し、職場全体でサポートする必要があることの理解を深める。

制度の周知徹底と取得促進

- 各種制度の周知
- 男性職員の育児参加の促進（育児プランシートの活用）
- 育児休業等に伴う代替職員の確保
- 人事管理上の配慮
- 時差勤務、テレワークの推進
- ハラスメント対策

(2) 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、業務の効率化と柔軟な働き方を進める。

休暇取得の促進

- 年次有給休暇の計画的取得の促進
- 連続休暇等の取得促進
- 看護休暇取得の促進

時間外勤務短縮の促進

- ノー残業デーの実施
- 時間外勤務状況の管理職による把握の徹底
- 長時間の時間外勤務者の健康管理
- 働き方改革推進による事務事業の簡素合理化の推進
- 時差勤務、テレワークの推進

(3) 女性職員の活躍の推進

女性職員の活躍推進を実施していくために、人材育成や活用の諸制度を活用する。

女性職員の活躍推進に向けて

- 女性職員の管理職への積極的登用
- 多様な部署への配置
- 育児休業からの復帰支援